

精神障害者保健福祉手帳について



★どんな制度？★

精神科の病気をお持ちの方が、日常生活や社会生活に役立つ様々なサービスを受けられます。病状によって、1～3級の等級がつきます。

★受けられるサービスは？★

障害者雇用枠での就労の条件になるほか、税制上の優遇措置、バスやタクシーの運賃割引、携帯電話料金の割引、公的施設の利用料割引・免除、映画館の入場料割引などがあります。（お住まいの地域によって異なります）。

★申請の条件は？★

病名と病気の状態が、精神障害者保健福祉手帳の条件に該当する必要があります。初診日から6ヶ月経つと申請ができます。申し込む前に、主治医に相談しましょう。

★準備するものは？★

診断書（もしくは障害年金を受給している方は年金証書の写し）、マイナンバーに関する書類（①個人番号カード、もしくは②通知カード+本人確認できるもの）、顔写真（縦4cm×横3cm）、障害者手帳申請書（申請窓口にあります）など。

★申請および相談窓口は？★

区市町村の役所の障害者窓口または保健所などです（お住まいの地域によって異なります）。申請の際は、必要書類を揃えて提出してください。

★更新は？★

有効期限は2年間です（更新のたびに、診断書もしくは年金受給証が必要です）。期限の3ヶ月前から、更新の手続きができます。

★留意点は？★

自立支援医療制度と同時申請ができます。別々に申請するとそれぞれに必要となる診断書が1通必要で済んだり、同時に更新ができるので、負担を減らすことができます。



2018年4月

東大病院 精神科ソーシャルワーカー 正岡・石浦